

玉ノ江こども園 重要事項説明書

当園における幼児教育・保育の提供の開始にあたり、あなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 竹伸会
所 在 地	福井市大島町柳504番地
電 話 番 号	0776-36-9981
代表者氏名	理事長 竹内 文憲

2 利用施設

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園
施 設 の 名 称	玉ノ江こども園
施 設 の 所 在 地	福井市大島町柳504番地
連 絡 先	電話番号 0776-36-7634
管 理 者	園長 荻原 慶子
対 象 児 童	満3歳以上の小学校就学前児童及び保育を必要とする満3歳未満の乳幼児
利 用 定 員	<1号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童 10人 <2号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童 94人 <3号認定子ども> 満3歳未満で保育を必要とする児童 76人
開 設 年 月 日	平成28年4月1日

3 施設の目的・運営方針

当園は、幼児期における教育・保育を、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると位置付け、以下の運営方針に基づき幼児教育・保育を一体的に提供してまいります。

- (1) 園児の健やかな成長が図れるよう、その心身の発達を助長するとともに、必要に応じ、保護者に対して子育てに関する悩み・相談に対応できる体制を構築します。
- (2) 園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	2324.66 m ²
	園庭	831.32 m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート・一部鉄骨造陸屋根・地下1階付2階建て
	延べ面積	1283.22 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	2室	ちゅうりっぷ組(0歳児クラス)
ほふく室	2室	すみれ組(1歳児クラス)
保育室	6室	たんぼぼ1組(満2歳児クラス), さくら組(満3歳児クラス), もも組(満4歳児クラス), ふじ組(満5歳児クラス)
遊戯室 (ホール)	1室	
調理室	1室	

5 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	員数	職務の内容
園長	1	園の運営管理、職員の人事、官公庁の渉外に関すること
副園長	1	園長の補完、職員の管理、教育保全全般の総括指導
主幹保育教諭	2	副園長の補完、教育保育に関する企画立案
指導保育教諭	2	副園長の補完、教育保育に関する計画指導
保育教諭	33	教育保育に関する計画と子育て支援に関する指導
教育・保育補助員	4	職員が行う園児の教育及び保育の補助業務
栄養士	1	給食材料の購入、献立の立案、食育の啓発
調理員	4	調理の実施と給食室の整理、衛生に関する事項
学校医	1	園児の健康診断と園児と職員の健康、保健指導
学校歯科医	1	園児の歯の健診と予防に関する指導
学校薬剤師	1	園児の健康予防に関する専門的指導
事務職員	1	公文書類の收受、配布、発送、入園に関する事項、園児の配布物の作成と配布、その他庶務会計全般に関すること
運転手	1	園バスの整備、安全管理、通園バスの運転

6 教育・保育を提供する日

支給認定区分ごとに、次のとおり提供する日及び休業日が異なります。

認定区分	提供する日	休業日
1号認定子ども	月曜日から金曜日	土曜日、日曜日、祝祭日 夏季休業（8月11日から8月20日まで） 冬季休業（12月26日から1月4日まで） 学年末休業（3月25日から3月31日まで） 学年始休業（4月1日から4月4日まで）
2号認定子ども 3号認定子ども	月曜日から土曜日	日曜日、祝祭日 年末年始（12月29日から1月3日）

※1号認定子どもは長期休業中も一時預かりを行います。

7 教育・保育の提供時間

支給認定区分ごとに、次のとおり利用可能な時間帯が異なります。

認定区分	教育・保育時間	利用可能時間
1号認定子ども	教育標準時間（最大6時間）	9時～15時【※1】
2号認定子ども	保育標準時間（最大11時間）	7時～18時【※2】
3号認定子ども	保育短時間（最大8時間）	8時～16時【※3】

【※1】

15時を超えて保育を必要とされる場合は、一時預かりを利用することもできますので御相談ください。（別途保護者負担金が必要となります。）

【※2】

7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに決定させていただきます。

なお、18時から19時までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育（延長保育）を提供いたします。時間外保育（延長保育）の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途保護者負担金が必要となります。

【※3】

8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに決定します。

なお、8時から16時までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時まで又は16時から19時までの範囲内で、時間外保育（延長保育）を提供いたします。時間外保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途保護者負担金が必要となります。

8 提供する教育・保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、以下の教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

支給認定を受けた保護者（以下「支給認定保護者」という。）に係る園児に対し、当該支給認定区分に応じて、上記7に記載する時間において、教育・保育を提供します。

(2) 障がい児保育

障がいを有する児童に対して、健常児とともに集団保育をすることによって、健全な社会性の成長発達を促進するための教育・保育を提供します。

(3) ムーブメント教育（療育）を取り入れた保育

身体を使った学びの『ムーブメント教育』を全ての年齢において実践します。特に全身を使った動的活動として遊戯室で遊びを取り入れながら行い、運動（体）・言語や認知（頭）・社会性や情緒（心）が総合的にバランス良く発達していくことを目指します。

(4) モンテッソーリ教育を取り入れた保育

『モンテッソーリ教育』は「自立の教育、知性の教育、自由な教育」として世界中で普及している教育です。子どもの自発的活動を尊重し、「整えられた環境」で「自分で自分の生活を築いていけるように」教材がコーナー別に準備されています。

(5) 生きるための基本「食育」を重視した保育

乳幼児から食べる力と食べる意欲を育むために、給食時や料理活動を通して「食」に対する興味関心を深めます。

(6) 送迎

希望者については、園バスによる送迎を実施します。

通園バスを御利用の場合は、別途保護者負担金が必要となります。

(7) 食事の提供

児童の年齢に応じた食事の提供を行います。

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担額（保育料）

支給認定を行った市町村が定める利用者負担額（保育料）を当園にお支払いいただきます。

(2) 特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担等

別表に掲げる費用を負担していただきます。

(3) 2号認定子ども・3号認定子どもの延長保育に係る保護者負担金

延長保育を利用された場合には、別表に掲げる費用を負担していただきます

(4) 1号認定子どもの一時預かり（幼稚園型）に係る保護者負担金

在園する1号認定子どもが一時預かり（幼稚園型）を利用した場合には、別表に掲げ

る費用を負担していただきます。

1 0 利用の開始に関する事項等

当園は、1号認定子どもに係る支給認定保護者から利用の申込をうけたとき又は市町村から特定教育・保育の実施について要請を受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じるものとします。

- (1) 利用申込のあった1号認定子どもと現に当園を利用している1号認定子どもの総数が、利用定員の総数を超える場合
- (2) 利用要請があった2号認定子ども又は3号認定子どもの数及び現に当園を利用している2号認定子ども又は3号認定子どもに係る園児の総数が、当園の利用定員の総数を超える場合
- (3) 園児の受け入れにあたり、自ら適切な特定教育・保育を提供することが困難な場合

2 前項第1号の事由により支給認定保護者からの利用申込に応じられない場合は、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、本園の教育理念、基本方針等に基づく選考等あらかじめ園長が明示した公正な方法により選考します。又、きょうだいや地域の希望者を優先します。

1 1 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には、教育・保育の提供を終了いたします。

- (1) 園児が小学校に就学したとき。
- (2) 2号認定子ども及び3号認定子どもの支給認定保護者が、支給要件（保育の必要性の事由）に該当しなくなったとき。
- (3) 支給認定保護者から本園の利用の取消しの申し出があったとき。
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

1 2 嘱託医等

当園は、以下の医療機関等と嘱託契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	おかもと内科クリニック
医 院 長 名	岡本 清也
所 在 地	福井市大島町柳212
電 話 番 号	0776-35-3331

(2) 歯科

医療機関の名称	梅田歯科医院
医 院 長 名	梅田 健吾
所 在 地	福井市湊3丁目1-17
電 話 番 号	0776-34-5556

(3) 薬剤師

名 称	ハマノ薬品株式会社
薬 剤 師 名	中島 由佳里

所在地	福井市運動公園4-1619
電話番号	0776-36-7862

1.3 緊急時の対応方法

教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡するとともに、園医又は園児の主治医に相談する等、必要な措置を講じます。

<近隣の緊急連絡先>

福井南警察署	0776-34-0110
福井市南消防署	0776-33-0119

1.4 非常災害時の対策

非情災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

防火管理者	園長 荻原 慶子
非常時の対応	別途に定める消防計画書により対応いたします。
園舎の耐火構造	耐火建築物
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

1.5 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情 受付担当者	氏名	上野 裕子 平井 富美恵
	電話番号	0776-36-7634
相談・苦情 解決責任者	氏名	荻原 慶子
	電話番号	0776-36-7634
第三者委員	天谷 泰公	電話番号 0776-21-8690
		役職・肩書等 元福井県総合福祉相談所所長
	松山 敏郎	電話番号 0776-98-2127
		役職・肩書等 元福井県立高等学校校長

※当園では、面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。
また、園内に要望・苦情等に係るご意見箱を設置しています。

1 6 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園においては、以下の保険に加入していただきます。

保険の種類	日本スポーツ振興センター
保険の内容	災害共済給付
保険金額（補償限度額）	医療保険並の療養に要する費用の4/10 障がい見舞金、死亡見舞金 が給付されます。

1 7 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

- (1) 当園の職員は、業務上知り得た園児やその家族等の秘密を保持します。
- (2) 当園の職員であった者について、業務上知り得た園児やその家族等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。
- (3) 当園は、小学校、他の教育・保育施設及びその他関係機関等に対し、園児やその家族等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により保護者の同意を得ることとします。

別表

1 実費徴収

項目	内容、理由及び目的	対象児童	金額
制服	通園や園外に出かける時に使用	3～5歳児	実費徴収
体操服（半袖）	4月～10月 教育保育の生活時に使用	2～5歳児	実費徴収
体操服（半ズボン）			実費徴収
絵本	月間絵本（保育にて活用後持ち帰り）	全園児	実費徴収
保護者会費	園児の行事や保護者会活動	全園児	1ヶ月 500円
行事費	年長児としての活動 （DVD、アルバム制作含む）	年長児	1ヶ月 2,500円
通園バス代	通園のため	バス利用児	片道 1,500円 往復 3,000円
写真代	行事毎に希望者のみ販売	全園児	1枚 100円～ 500円
主食費	ごはんの日・パンの日の主食代	3～5歳児	1食 25円
副食費	おやつ代含む	1号認定	1ヶ月 4,000円
副食費	おやつ代含む	2号認定（3歳児～）	1ヶ月 4,500円

2 2号認定・3号認定子どもに係る時間外保育（延長保育）に関する保護者負担金

(1) 保育標準時間認定子どもに係る保護者負担金

市が定める金額

30分未満 日額100円（月上限額1,500円）

30分超 日額200円（月上限額2,500円）

閉所時間以降 日額加算100円

(2) 保育短時間認定子どもに係る保護者負担金

市が定める金額

午前7時から午前8時まで 無料

午後4時以降4時30分まで 日額100円（月上限額1,500円）

午後4時30分以降6時まで 日額200円（月上限額2,500円）

午後6時以降7時まで 日額300円（月上限額3,500円）

閉所時間以降 日額加算100円

3 1号認定子どもに係る一時預かり（幼稚園型）に関する保護者負担金

午前7時から午前9時まで 無料

午後3時以降3時30分まで 日額100円

午後3時30分以降5時まで 日額200円

午後5時以降6時まで 日額300円

午後6時以降7時まで 日額400円

閉所時間以降 日額加算100円

※土曜日は午前9時から12時まで 日額300円

※長期休業中は午前9時から午後3時まで 日額300円

当園における教育・保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

玉ノ江こども園 園長 荻原 慶子

私は、本書面に基づいて玉ノ江こども園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

児童氏名

保護者住所

保護者氏名 印

児童との続柄

個人情報使用同意書

貴園への入園に当たり、私及び私の子ども並びにその家族に係る個人情報について、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- 小学校への円滑な移行が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- 他の保育所等へ転園する場合、その他きょうだいが別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

玉ノ江こども園 園長 荻原 慶子 様

年 月 日

児童氏名 :

保護者住所 :

保護者氏名 :

印

児童から見た続柄 :